

日本政府に核兵器禁止条約のための行動を求める意見書

広島と長崎への原爆投下から70余年。「核兵器のない世界」へ向けて画期的な一歩が踏み出されました。「核兵器全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定」つまり核兵器禁止条約についての交渉を行う国連会議の第一会期が終了しました。6月15日から始まる第二会期で条約案が審議され、7月7日の閉会までには採択される予定です。「核兵器のない世界」を求める流れは、今画期的な局面を迎えています。

核兵器禁止条約が実現すれば、初めて核兵器の違法性が確立され、核兵器の全面廃絶への新たな道が開かれます。この道筋こそ「私たちが生きているうちに核兵器をなくしてほしい」との被爆者、日本国民の長年の願いに応えるものです。

国におかれましては、この交渉会議に参加し、核兵器廃絶のために被爆国にふさわしい役割を發揮されるよう、強く求めます。

今日「核兵器は非人道的であるがゆえに禁止し、廃絶すべき」、「核兵器が二度と使われない唯一の保障は廃絶しかない」との声は世界の大勢であり、禁止条約によって核兵器の廃絶の実現を求める流れこそ歴史の流れ、国際政治の本流です。それは3回に及ぶ核兵器の非人道性を問う国際会議、2015年NPT再検討会議、国連オープンエンド作業部会（OEWG）、第71回国連総会等、近年の一連の国際会議の議論と合意によって明瞭に示されています。

「一部の国は核兵器を持ってもよいが他の国は持つてはいけない」とする不拡散条約（NPT）のもとで、10に満たない一握りの核兵器保有国が核抑止力による安全保障論を振りまき、1万数千発の核兵器を配備・貯蔵していることは世界の流れに逆行しています。人為的・偶発的に核兵器が使われる可能性が現実にあります。全人類の絶滅という命をもてあそぶような事態こそ許されてよいのかが問われるものです。「核兵器の存在こそが人類と文明への最大の危険」であることは明白です。

我々の世界は、多くの挑戦や努力（経済発展、文化・科学の発展等）をしています。全ての努力の前提条件は人間の生命が引き続き存在し続けることです。今、世界の動きはまさに正気を取り戻し、理性の力を発揮しつつあります。

広島・長崎の原爆を経験し、核兵器の非人道性を最も知っている国として、国連の交渉会議に出席し核兵器禁止条約の実現のために積極的な役割を發揮されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月20日

名取市議会議長 郷内 良治

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
外務大臣 殿